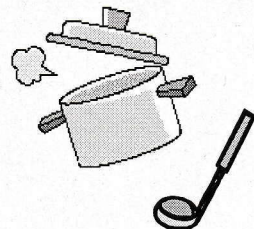


調理師の皆様へ！



調理の業務に従事している調理師は、調理師法の規定により、2年に1回『調理師業務従事者届』を出すことが義務づけられています。

☆届出が必要な方

○調理の業務に従事している調理師

☆届出期間

○令和4年12月31日（土）～**令和5年1月15日まで**

☆届出方法

○ QRコードからの届出



（QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。）

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=oRTBL5bX>

※ 誤った情報で登録してしまった場合の訂正手順

① 改めて正しい情報を入力し、登録する。

② 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係（011-231-4111（内線25-526））へ訂正箇所や重複登録について連絡する。

○ 届出用紙による届出

用紙配布・提出先：北海道全調理師会木古内支部

〒049-1512 松前郡松前町字福山 29 番地 2

旧和風小料理さくら亭 TEL080-1866-3810

※用紙は北海道のホームページからもダウンロード可能

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/sikaku/chourishisyuugyouh30.html>

【 お問い合わせ先 】

◎一般社団法人北海道全調理師会

TEL011-511-1326

◎北海道全調理師会木古内支部

TEL080-1866-3810

◎北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（健康づくり係）

TEL011-231-4111（内線25-526）

◎北海道八雲保健所

TEL0137-63-2168

北海道・一般社団法人北海道全調理師会

よくあるご質問

Q1 施設・事業所として提出するものなのか？

個人として提出するものなのか？

- A 原則として、個人が届け出ることとなっておりますが、届出者から了承を得ている場合は、施設や事業所から提出いただいてもかまいません。

Q2 登録番号の書き方を教えてほしい。

- A 北海道知事交付の免許証の場合、数字の番号の前に、発行元が記載されている場合があります。その場合には、発行元の記載もお願いします。（例えば「道第〇〇〇〇号」と記載している場合、「道」が発行元となります）

Q3 免許証記載の氏名と現在の氏名が違っているが、どち

らの名前を記入すればよいのか？

- A 免許証の記載事項に変更が生じた場合は、30日以内に書き換え交付申請が必要です。
- 書き換えをしていただき、現在のお名前で提出をお願いします。
- 書き換え申請先は、最寄りの保健所及び支所となります。
- 申請書等の用紙も上記の申請先に備えてあります。
- 申請手続きについては、北海道のホームページ（保健福祉部健康安全局地域保健課）に掲載しております。
- ※ 他都府県で発行された免許証の申請先は、発行された都府県です。

Q4 登録番号が判らない場合は、どうすれば良いか？

- A 免許を紛失して登録番号が判らない場合は、再交付の申請が必要です。
- 再交付の申請先は、最寄りの各保健所及び支所となります。
- 申請書等の用紙も上記の申請先に備えてあります。
- 申請手続きについては、北海道のホームページ（保健福祉部健康安全局地域保健課）に掲載しております。
- ※ 他都府県で発行された免許証の申請先は、発行された都府県です。